

事業者 殿

一般社団法人高知県労働基準協会連合会

「保護具着用管理責任者教育」のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日から以下の場合には、「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられます（労働安全衛生規則第12条の6）。

事業場において保護具着用管理責任者を保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者*から選任するか、「保護具着用管理責任者教育」を受講した者から選任し、保護具の適正な選択、労働者の保護具の適正な使用及び保守管理などを行う必要があります。

つきましては、標記の講習を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

- 1 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合
- 2 特化則や有機則等の特別則における第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された場合

*①労働衛生コンサルタント ②第一種衛生管理者 ③衛生工学衛生管理者 ④有機溶剤、鉛、特定化学物質等の各作業主任者
⑤安全衛生推進者の選任要件を満たす者

※ ①～⑤の有資格者等についても、本教育（講習）を受講することが厚生労働省により推奨されています。

記

- 1 日 程 令和6年3月18日（月）
- 2 講習時間 9：00～16：50
- 3 場 所 高知県立地域職業訓練センター（高知市布師田3992-4）
- 4 講習科目

保護具の着用管理	0.5時間
保護具に関する知識	3時間
労働災害防止に関する知識	1時間
関係法令	0.5時間
保護具の使用方法等（実技）	1時間

5 受講料・テキスト代

	受講料	テキスト代	合計
各地区協会員	11,550円（本体10,500円＋税10%）	2,750円（本体2,500円＋税10%）	14,300円
一 般	13,750円（本体12,500円＋税10%）		16,500円

*テキストは講習日にお渡しします。 *テキスト代はテキストの改訂に伴い変更する場合があります。

- 6 定 員 60名（定員に達し次第締め切ります。）
- 7 注意事項 実技で使用しますので、業務で使用しているマスク（種類は問いません）を持参ください。
- 8 修了証 修了者には「保護具着用管理責任者教育」修了証を講習終了時に交付します。
- 9 申込方法 別紙受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込みください。講習開催日の約2週間前を目途に受講票と振込用紙（高知銀行でのご利用の場合のみ振込手数料は無料です）を送付いたします。受講料等は講習開催日の1週間前までにお振込みくださいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込みをお願いします。

〈振込先〉高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

10 申込み・お問合せ先

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コーポ NOR1階 TEL：088-861-5566（FAX：088-861-5567）

お申込み先FAX番号 088-861-5567

※受付番号

「保護具着用管理責任者教育」 受講申込書

※印欄は記入しないでください。

開催日	令和6年3月18日(月)
講習会場	高知県立地域職業訓練センター

地区協会	会員 ・ 一般 (いずれかに○印を付けてください)		
事業場名			
事業場所在地	〒	連絡担当者名	
		TEL	
		FAX	

ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和	年	月 日生
	平成		
現住所	〒		
		TEL	

年 月 日

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会 殿

- ◆ 受講申込者に基づき修了証を発行いたしますので、記載事項を楷書で正確に記入してください。
電話番号は、**9:00~17:00**に連絡可能な番号を記入してください。
- ◆ 複数受講される場合は、コピーのうえ、お申込みください。
- ◆ ご記入いただいた個人情報、当連合会が責任をもって管理し、本講習の管理にのみ使用します。

※	修了証番号		交付年月日	
---	-------	--	-------	--